

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関する ガイドラインの改定等に係る検討会 開催要綱

第1 趣旨

総務省においては、地方公共団体における情報セキュリティ対策の抜本的強化について、平成27年11月に取りまとめられた「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」の報告を踏まえ、平成27年12月25日付け総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」により、各地方公共団体に対して、いわゆる「三層の対策」を講じるよう要請した。

これにより、全国の地方公共団体においては、情報システムを三つのセグメント（個人番号利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系）に分離・分割し運用を行っている。

本検討会では、こうした「三層の対策」後の情報環境において、地方公共団体の情報システムのセキュリティレベルを確保しつつ、業務の利便性向上等を図る方策を検討するとともに、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定等に係る検討を行うものである。

第2 名称

本検討会の名称は、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」とする。

第3 主な検討事項

- 1 業務の利便性向上方策
- 2 次期自治体情報セキュリティクラウドのあり方
- 3 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定の方向性 等

第4 構成及び運営

- 1 本検討会の構成員は、別添のとおりとする。
- 2 本検討会に座長を置く。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長は、必要に応じて、本検討会の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- 5 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 その他、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定めることとする。

第5 ワーキンググループ

- 1 座長は、必要があると認めるときは、本検討会の下でワーキンググループを開催することができる。
- 2 ワーキンググループの構成員は、ワーキンググループにおける調査・検討事項に関し優れた識見を有する者のうちから座長が指名する者とする。
- 3 ワーキンググループに主査を1人置く。主査は本検討会の構成員の中から座長が指名する。
- 4 ワーキンググループの行う調査・検討の内容については、適宜、本検討会に対し報告を行い、必要な指示を受けるものとする。

第6 議事・資料等の扱い

- 1 本検討会は、原則として非公開とする。
- 2 本検討会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、配付資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

第7 その他

本検討会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課サイバーセキュリティ対策室において行うものとする。